

# 岐阜県公報

## 目 次

### 告 示

道路の区域変更	(道路維持課)	二五
道路の供用開始	(同)	二六
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	二六
指定管理者の指定	(地域スポーツ課)	二六
指定管理者の指定	(文化振興課)	二七
指定管理者の指定	(障害福祉課)	二七
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(商業・金融課)	二八

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

## 告 示

岐阜県告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年一月十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員	延 長	備 考
県道	明豊 智田 線	恵那市明智町字大小屋九 八九番一四五地先から 同市同字同九 八九番二八七地先まで	前 後	六〇 三〇	三〇・〇 三〇・〇	

岐阜県告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年一月十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維

平成二十九年一月十七日

第二千八百十四号  
平成二十九年一月十七日

(火曜日)

持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域	敷地の幅員	延長	備考
県道	温湯泉屋線	同 市 同 町 同 字 同	同 市 同 町 同 字 同	同 市 同 町 同 字 同	同 市 同 町 同 字 同	別前後	ハ・〇 三・〇	ハ・〇 三・〇	
		下呂市小坂町湯屋字森下 三五六番四地先から	同 市 同 町 同 字 同	三四八番一 地先まで		後	ハ・〇 三・五	ハ・〇 三・〇	
						前	ハ・〇 三・五	ハ・〇 三・〇	

岐阜県告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年一月十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		延長	供用開始の期日	備考
県道	関上野線	同 市 大 字 同 字 同	同 市 大 字 同 字 同	同 市 大 字 同 字 同	同 市 大 字 同 字 同	ハ・〇 三・〇	平成 二五・一・一七	平成 二六・七・二五
		美濃市大字御手洗字高平一 八七番一 地先から	同 市 大 字 同 字 同	八四番八 六地先まで		ハ・〇 三・〇	平成 二五・一・一七	平成 二六・七・二五
						後	ハ・〇 三・〇	ハ・〇 三・〇
						前	ハ・〇 三・〇	ハ・〇 三・〇

岐阜県告示第二十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

中 野	次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）
中 野	中津川市付知町
字 倉 柱	字 倉 柱 一 号
字 中 野	字 中 野 一 号
字 中 野	字 中 野 二 号
字 中 野	字 中 野 三 号
字 中 野	字 中 野 四 号
字 中 野	字 中 野 五 号
字 中 野	字 中 野 六 号
字 中 野	字 中 野 七 号
字 中 野	字 中 野 八 号
字 中 野	字 中 野 九 号
字 中 野	字 中 野 十 号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

指定管理者の指定

岐阜県スポーツ科学センター（御嶽濁河高地トレーニングセンター）に関する業務に限る。（に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に

規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県スポーツ科学センター条例（平成二十八年岐阜県条例第四十八号）附則第二項の規定により公示する。

平成二十九年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市長良福光大野二六七五番地の二八岐阜メモリアルセンター内

公益財団法人岐阜県体育協会

代表者 小野木 孝一

二 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例（平成十七年岐阜県条例第三十五号）第十五条の規定により公示する。

平成二十九年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

恵那市長島町正家一丁目一番地一

恵那市

代表者 小坂 喬峰

二 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県民ふれあい会館に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四

十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県民ふれあい会館条例（平成五年岐阜県条例第二十号）第十六条の規定により公示する。

平成二十九年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

ふれあいファシリテイズ

代表者 早川 知明

構成員

岐阜市市ノ坪町四丁目一九番地

ハヤックス株式会社

岐阜市吉野町六丁目一四番地

B D O O コミュニケーションズ株式会社

二 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

指定管理者の指定について

岐阜県聴覚障害者情報センターに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設定及び管理に関する条例（昭和二十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

平成二十九年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市藪田南五丁目一四番地の五三三号岐阜県民ふれあい会館六階

一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会

二 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年一月十七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年十二月十九日

二 届出者の氏名又は名称

三井住友信託銀行株式会社

三 建物の名称及び所在地

モレラ岐阜

本巣市三橋字系貫川通二一〇〇番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 三井住友信託銀行株式会社 支配人 千葉 達也

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

(変更後) 三井住友信託銀行株式会社 支配人 浅井 克幸

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社バロ― 代表取締役 田代 正美 外百十八者

多治見市大針町六六一番地の一  
(変更後) 株式会社バロ― 代表取締役 田代 正美 外百二十八者  
多治見市大針町六六一番地の一